

院長側では、

- ・折衝を事務局に任せていないか
- ・経営の全責任を担っているか
- ・的確に指示しているか
- ・病院の方向性を明確にしているか
- ・院長室にこもっていないか

首長側では、

- ・運営を院長に任せていないか
- ・物心両面の支援をしているか
- ・人事異動は行政的でないか
- ・病院を頻回に訪れているか
- ・医療政策を明確にしているか

が問われる。

医療はある意味で“製品”であるとも言える。とすれば、超優良企業に共通する、

- ・行動の重視
- ・価値観に基づく実践
- ・知的生産性の向上
- ・徹底した顧客志向
- ・基線から離れない
- ・自主性と企業家精神
- ・単純な組織と小さな会社
- ・厳しさと緩やかさ

という特質に学ぶことも有意義である。

病院、医療という畑は、痩せて荒れ果てたところに立派な種を蒔いても芽は出ず、幹は育たず、花は



咲かず、実は実らない。豊かな土壌にのみ成果は実るのであり、大切なのは全ての職員が鍬を手に耕すことである。

病院が最高の仕事をするためには、ミッション×パッション×アクションが必要であり、どれかがゼロだと答えはゼロとなるし、どれかが低値だと低い成果しかでない。

われわれは知的労働者なので知的クーデターを起こして欲しい。昨日と同じことを今日やり、明日も同じという日常性に埋没しては危機感は生まれず、進歩、発展しない。

医療は文化であると思う。住民と共に感動できる医療を提供したいと考えている。

## お知らせ

### 国民年金保険料の滞納について

#### ◇医業経営・福利厚生部◇

表題に関し、平成21年4月から健康保険法による保険医療機関の指定・更新を受ける場合に、開設者または管理者が国民年金保険料等の社会保険料を滞納している場合には欠格事由に該当し、指定・更新が受けられないことがあります。

また、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅介護支援事業者等の指定・更新の扱いも同様であります。

したがって、社会保険料の未納で滞納処分を受け、正当な理由がなく引き続き3カ月以上の全ての期間が未納の場合は、指定・更新の申請をしても受理されないことがありますので、ご注意ください。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

北海道医師会会員課 TEL 011-231-1434